

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項
の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款
で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令
事業者設定基準届出書

本 ネ 営 発 第 4 号
平成28年10月31日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

名古屋市東区東新町1番地

中 部 電 力 株 式 会 社

代表取締役社長 勝 野 哲
社長執行役員

別表に掲げる電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令	
第9条第2項	第9条第1項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第11条第2項	送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準
第12条第2項	第12条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値
第16条第2項	託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益の送配電関連固定費、送配電関連可変費又は需要家費への配分基準
第25条第3項	送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準

(別 紙)

第9条第1項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
〔第9条第2項関係〕

1 設定した基準

	活動帰属基準	配 賦 基 準
社債発行費	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿価額比	—
電気事業報酬	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿価額比

2 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

変電費に整理された基礎原価等項目の配分にあたり、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な基準として、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令別表第2第2表に掲げる基準に比べ、費用の発生についてより因果性がみられるものについて、〔1 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。

(別 紙)

送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準
〔第11条第2項関係〕

	配 分 基 準
給料手当	送配電関連固定費に整理。
給料手当振替額（貸方）	送配電関連固定費に整理。
雑給	送配電関連固定費に整理。
消耗品費	水力発電費のうちアンシラリーサービス費、火力発電費のうちアンシラリーサービス費および新エネルギー等発電費のうちアンシラリーサービス費は、送配電関連固定費に整理。総送電費、受電用変電サービス費、配電用変電サービス費、高圧配電費、低圧配電費および給電費は、送配電関連固定費と送配電関連可変費の割合が一对一となるように整理。
修繕費	送配電関連固定費に整理。
託送料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
事業者間精算費	送配電関連可変費に整理。
委託費	送配電関連固定費に整理。
養成費	送配電関連固定費に整理。
諸費	送配電関連固定費に整理。

	配 分 基 準
地帯間購入電源費	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
地帯間購入送電費 (電源線に係る費用に限る。)	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
地帯間購入送電費 (電源線に係る費用を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
他社購入送電費 (電源線に係る費用に限る。)	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
他社購入送電費 (電源線に係る費用を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
建設分担関連費振替額 (貸方)	送配電関連固定費に整理。
附帯事業営業費用分担関連費振替額 (貸方)	送配電関連固定費に整理。
地帯間販売電源料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
地帯間販売送電料 (電源線に係る収益に限る。)	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
地帯間販売送電料 (電源線に係る収益を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
他社販売電源料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。

(別 紙)

第12条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値
〔第12条第2項関係〕

1 設定した値

第13条第2項第7号に掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分について、第12条第6項第1号の割合を算定するための値は、同条第2項の規定により、同条第1項第6号に規定された値ではなく、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値とする。

具体的には、配電設備のうち、架空引込線、地中引込線、電流制限器、計器に係る費用および屋内配線の調査・測定に係る費用については、口数比で配分せずに、各設備に対応する電圧区分に応じて、特別高圧需要、高圧需要および低圧需要に直接整理するものとする。

2 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

需要家費については、需要規模、契約等に応じて費用の差異がみられることから、より適切な整理を行うため、〔1 設定した値〕に掲げる値を設定した。

(別 紙)

託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益の送配電関連固定費、送配電関連可変費又は需要家費への配分基準

〔第16条第2項関係〕

	配 分 基 準
託送収益 （電源線に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
事業者間精算収益	送配電関連可変費に整理。

(別 紙)

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
〔第25条第3項関係〕

第25条の規定による基準託送供給料金は、以下のとおり設定する。

1 第25条第2項第1号関連

(1) サービスの種類

送配電関連設備の利用形態や使用期間等による原価の差異を勘案して、サービスの種類を以下のように設定する。

- ア 接続送電サービス
- イ 臨時接続送電サービス
- ウ 予備送電サービス

(2) 料金の組み合わせ

料金は、供給電力量にかかわらず支払いを受けるべき料金としての基本料金と、供給電力量に応じて支払いを受けるべき料金としての電力量料金との組み合わせによる二部料金制、供給電力量に応じてのみ支払いを受けるべき料金による従量料金制および低圧で供給する場合で、使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた定額料金制を設定する。

(3) 料金

当社の送配電関連設備は昼間により多く利用されているという状況を踏まえ、送配電関連設備の昼夜間の効率的な使用を促すサービスとして、以下のとおり料金を設定する。

ア 電力量料金における時間帯別評価

あらかじめ選択できる料金として、送配電関連設備における昼間時間帯と夜間時間帯の利用状況の格差を基礎とした電力量料金を昼間時間帯・夜間時間帯別に設定する。

イ 夜間時間の供給電力が最大となる場合の割引

高圧で供給する場合および特別高圧で供給する場合で、昼間時間における送配電関連設備の利用を夜間時間に移行する結果、あらかじめ夜間時間の供給電力が最大と見込まれるときには、接続送電サービス契約電力が昼間時間の供給電力の最大値を上回る部分について、夜間時間の費用負担の軽減分を

基礎として割引額を設定する。

また、自己等への電気の供給において、二部料金制の他に選択できる料金として、ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した従量料金を設定する。

2 第25条第2項第2号関連

(供給区域内の電気の潮流状況を改善する場合の割引措置)

潮流状況改善効果を評価できる地域を、市町村ごとに、当該市町村における発電電力量、需要電力量および流通設備の実態等を踏まえて設定し、発電設備が、当該潮流状況改善効果を評価できる地域に立地する場合は、当社が当該発電設備から受電した電力量（当該発電設備を維持し、および運用する発電契約者以外の事業者等を介して当該発電設備に係る電気を調達する場合〔再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき、契約者が、指定した発電設備のうち当該発電設備に係る電気を調達するときを除きます。〕の当該電気を除く。）と近接性評価割引単価を基礎に割引額を算定し、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計から差し引くこととする。また、近接性評価割引単価は、基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることおよび上位系統のロス分に係る電気価値を踏まえ受電電圧ごとに設定する。